

四天王寺大学短期大学部学則

第1章 総則

(名称・設置者)

第1条 本学は四天王寺大学短期大学部と称し、学校法人四天王寺学園がこれを設置する。

(目的)

第2条 本学は、聖徳太子が四天王寺を創建された精神に基づき、教育基本法および学校教育法に則り、深く専門の学術を研究教授し、職業または実際生活において必要とされる能力を授け、もって仏教精神を修得して人々の幸福のために献身し、豊かな教養とすぐれた知見をもち、我国はもとより国際社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第2条の2 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学科または専攻ごとに別に定める。

(自己点検・評価)

第3条 前条の目的および使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の自己点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。

(所在地)

第4条 本学は大阪府羽曳野市学園前3丁目2番1号に置く。

第2章 学科組織、学生定員および修業年限

(学科)

第5条 本学に保育科・ライフデザイン学科の2学科を置く。

(学生定員)

第6条 入学定員および収容定員は次の通りとする。

学科専攻	入学定員	収容定員
保育科	120人	240人
ライフデザイン学科	100人	200人
総数	220人	440人

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は2年とする。

2 在学年限は4年を超えることはできない。

第3章 学年、学期、授業日数および休業日

(学年)

第8条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

夏学期 4月1日から9月19日まで。

冬学期 9月20日から翌年3月31日まで。

2 必要がある場合は前項の期間を変更させることができる。

(セメスター)

第10条 夏学期ならびに冬学期のそれぞれの学期を1セメスターとする。

(授業日数)

第11条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各学期の授業日数は15週にわたることを原則とする。

- 3 教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(休業日)

第12条 休業日は原則として次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学園の創立記念日 2月22日
- (4) 夏期休業日 8月5日から8月31日まで
- (5) 冬期休業日 12月27日から1月7日まで
- (6) 春期休業日 3月25日から4月1日まで

- 2 必要がある場合は前項の休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第4章 授業科目および単位

(授業科目および授業の方法)

第13条 授業科目は、その内容により基礎教育科目、共通教育科目、専門教育科目に区分し、必修科目、選択科目および自由科目に分ける。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位に算入しない。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。

- 3 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用することにより、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(授業科目の編成等)

第14条 授業科目の編成、単位数等は別表第1の通りとする。

第5章 履修方法および課程修了の認定

(卒業の要件)

第15条 卒業するためには、本学に4セメスター、2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め62単位以上を修得しなければならない。

保育科、ライフデザイン学科

1. 基礎教育科目 6単位
2. 共通教育科目 10単位
3. 専門教育科目 46単位

(教員免許状)

第16条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条の規定によるほか、教育職員免許法および同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の各学科において取得できる教育職員の資格および免許状の種類は、下表の通りとする。

学科名	資格および免許状の種類
保育科	幼稚園教諭 2種免許状

(その他の資格)

第17条 本学において厚生労働大臣の指定する科目の単位を修得し、卒業した者は、社会福祉主事任用資格を得ることができる。

- 2 保育科において児童福祉法施行令および同法施行規則第6条の2の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める修業教科目の単位を修得し、卒業した者は、保育士資格を得ることができる。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をも

って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義科目および演習科目については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。

(単位の授与)

第19条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 試験は履修した授業科目について、筆記、口述、論文等の方法によって行う。

(成績評価基準等の明示等)

第19条の2 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当っては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験等の評価)

第20条 試験等の評価は100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 前項の合格の評価は秀、優、良、可の4段階をもって表示する。
- 3 単位の修得および試験に関する規程は別に定める。

(他の短期大学、専門職短期大学または大学における授業科目の履修等)

第21条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学(専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。)または大学に留学する場合、外国の短期大学または大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の短期大学または大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が行う国内の短期大学、専門職短期大学、または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学、専門職短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、本学における授業科目(職業に必要な能力を育成することを

目的とする課程において開設するものに限る。)の履修とみなし、15単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前2項および前項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

5 前項の場合において、第21条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(卒業)

第24条 本学に4セメスター、2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、第52条に定める教授会、第50条に定める教育研究評議会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前条により卒業の認定を受けた者には、短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学、休学、退学、除籍等

(入学時期)

第25条 入学の時期は、夏学期・冬学期の始めとする。

(入学資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者（大学入学資格検定合格者を含む）

(8) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学志願)

第27条 入学志願者は本学所定の入学願書に入学検定料および別に定める書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(選考)

第28条 入学志願者については学科試験、面接等の方法により選考を行い、合格者を決定する。

(入学手続)

第29条 前条の合格者は指定の期日までに本学所定の誓約書、保証書を提出するとともに入学金および授業料等の一部を納入しなければならない。

2 学長は第1項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(保証人)

第30条 保証人は保護者またはこれに準ずる者であって、当該学生を保護監督し、授業料等の支払いその他本人にかかる一切の事項について身元保証の責を負う。

(異動手続)

第31条 本人、保証人に転居、改名等の異動があったときには、直ちにその旨を届出なければならない。

- 2 保証人が死亡その他の事由でその責を果し得なくなったときには新たに保証人を定めなければならない。

(休学)

第32条 病気その他やむを得ない事情のため、引続き6週以上にわたり修学することができない者は、その事由を付して休学を願い出ることができる。ただし、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 病気等のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることがある。
- 3 休学した者はその学期の試験を受けることはできない。

(休学の期間)

第33条 休学期間は休学を許可された日から当該学期末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、翌学期末まで休学の延長を認めることができる。

- 2 休学の期間は連続して2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は通算して2年を限度とする。
- 4 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第34条 休学の事由が消滅したときは、学長に復学を願い出ることができる。ただし、病気の回復による復学の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 復学の時期は学期の始めとし、すでに許可された休学期間内の学期途中で復学は認められない。
- 3 復学の手続きは休学を願い出た学期内の定められた期日までに完了していなければならない。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、その事由を付して学長に退学を願い出てその許可を得なければならない。

(再入学等)

第36条 一旦退学した者が2年以内に再入学を申し出た場合は、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。

- 2 授業料等滞納による除籍者が2年以内に再入学を申し出た場合も、在学中の成績等を審査のうえ、これを許可することがある。
- 3 第2項に定める除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することがある。

(転学)

第37条 本学から他の短期大学に転学しようとする者は、その事由を付して学長に願い出て、許可を得なければならない。

(転学科)

第38条 学内における転学科は、特にやむを得ない事由がある者については、2 Semester 終了時において、転学科を希望する学科の欠員を補充する範囲内で、審査のうえ認める。

(留学)

第39条 留学は、本人の教育上有益と認められる範囲で本学がこれを認め、その許可を得た場合は、これを行うことができる。

- 2 前項に定める留学を行おうとする者は、その事由を付して学長に願い出なければならない。

(留学期間)

第40条 前条による留学の期間は別に定める。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けてもお納入しない者
- (2) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第33条に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 長期間にわたり所在不明の者
(外国人留学生)

第42条 外国籍を持つ者で留学のため本学に入学を志願する者は、別に定めるところにより選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、本学則の学生に関する規定を準用する。

第7章 入学検定料、入学金、授業料等 (諸納付金)

第43条 本学の入学検定料、入学金および授業料等（授業料、運営維持費、施設拡充費、在籍料をいう）の額は別表第2の通りとする。

2 前項の諸納付金の納入に関する規程は別に定める。
(納入期日)

第44条 授業料等は毎年これを夏学期および冬学期の2回に分けて次の期日までに納入しなければならない。

夏学期 4月1日

冬学期 10月1日

(休学中の授業料等)

第45条 1学期を通して休学する者は在籍料を納入しなければならない。

2 退学する者または退学もしくは停学を命じられた者も、その学期の授業料等全額を納入しなければならない。

(返還)

第46条 既納の入学検定料および入学金は事由の如何にかかわらず返還しない。

2 既納の授業料等は、入学手続時における授業料等で当該年度の始まる前日の3月31日まで(当日が休日に当たるときは休日の前日まで)に入学辞退の申出があった場合を除き、事由の如何にかかわらず返還しない。

(奨学金)

第47条 学業、人物ともに優秀で入学後特別の事由によって授業料等の納入が困難になった者に対しては、選考のうえ奨学金を給付することがある。

第8章 職員組織 (職員)

第48条 本学に名誉学長、学長、教育職員（教授、准教授、講師、助教）、事務職員およびその他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 本学に短期大学部長を置く。

(職務)

第49条 職員の職務は、次の通りとする。

- (1) 名誉学長は、本学の象徴であって、学長の要請に基づき本学の宗教的儀礼を行う。
- (2) 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。
- (3) 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務を掌り、学長が職務に支障あるときは、これを代行する。
- (4) 学長補佐は、学長を補佐し、命を受けて企画・立案を行う。
- (5) 短期大学部長は、学長の命を受け、短期大学部の校務を掌り、所属職員を監督する。
- (6) 教育職員は、学長の命に従い教育、研究その他校務に従事するとともに学生の指導

にあたる。

- (7) 事務職員およびその他の職員は、学長の命に従い、校務を管理、遂行するとともに、教育職員と協力して学生の指導にあたる。

第9章 教育研究評議会、大学運営会議、教授会 (教育研究評議会)

第50条 本学に教育研究評議会を置く。

- 2 教育評議会に必要な事項は、別に定める。

(大学運営会議)

第51条 本学に大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議に必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第52条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会に必要な事項は、別に定める。

第10章 附属施設 (図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は別に定める。

(地域連携推進センター)

第54条 本学に地域連携推進センターを置く。

- 2 地域連携推進センターに関する規程は別に定める。

(研究所)

第55条 本学に仏教文化研究所を置く。

- 2 研究所に関する規程は別に定める。

(保健センター)

第56条 本学に保健センターを置く。

- 2 保健センターに関する規程は別に定める。

(共同教育研究等の組織)

第57条 本学に共同教育研究等のために次の組織を置く。

- (1) 高等教育推進センター

- (2) グローバル教育センター

- 2 前項に定める組織に関する規程は別に定める。

第11章 科目等履修生・学術交流生 (科目等履修生)

第58条 本学において特定の授業科目につき履修を希望し、その授業科目の単位の修得を希望する者があるときは、在学生の学修に支障のない場合に限り審査のうえ、科目等履修生として修学を許可することがある。

(科目等履修の手続)

第59条 科目等履修を許可された者は指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、別に定める登録料および科目等履修料を納入しなければならない。

(修了試験)

第60条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受験することができる。

(単位の認定および証書等)

第61条 科目等履修生が履修した授業科目の修了試験を受験し、これに合格したときには、本学の定めるところにより単位の認定を受け、修了証書の授与を受けることができる。

- 2 科目等履修生としての在籍年数は、正規の課程における在籍年数として認定することは

できない。

(学術交流生)

第62条 外国の大学あるいはそれに相当する教育機関に在学中の者、またはこれを卒業した者で、日本国内の教育機関等において教育を受ける目的、あるいは学術交流を行う目的をもって入国し、本学においてその目的の達成を希望する者があるときは、当該外国公館もしくは公共機関等の発行する身分証明書または推薦書のある場合に限り、審査のうえ学術交流生として受け入れることがある。

(学則の準用)

第63条 科目等履修生に対しては、第2章、第4章ないし、第5章および第7章を除き、本学則を準用する。

2 前条に定める学術交流生に対しては、第2章、第4章ないし、第5章および第7章を除き、本学則を準用する。

第12章 公開講座

(公開講座)

第64条 本学は市民文化の向上その他諸研究教育活動に資するため、必要に応じ公開講座または講習会を開催することがある。

第13章 賞罰

(表彰)

第65条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経てこれを表彰することがある。

- (1) 学業成績および人物が特に優秀な者
- (2) 他の学生の模範とすべき篤行のある者

(懲戒)

第66条 本学の建学の精神もしくは教育方針に違反し、または学生の本分にもとる行為があった者は、その軽重に従い、別に定められた規程に則り、審議する。

2 懲戒は訓告、停学、退学の3種とする。

(退学処分)

第67条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の建学の精神および学則、諸規程、教育方針もしくは誓約書の記載事項に反し、又は学生の本分にもとる行為のあった者
- (5) 訓告または停学にもかかわらず、なお改悛の見込みがないと認められる者

(遵守事項)

第68条 学生が遵守しなければならない事項は本学則に規定するもののほか、別に定める。

第14章 寄宿舍

(寄宿舍)

第69条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍については、別に定める。

第15章 改廃

(学則の改廃)

第70条 この学則の改正は、教授会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は昭和32年4月1日から施行する。
- 2 本学則は昭和41年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 本学則は昭和42年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 本学則は昭和43年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 本学則は昭和45年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 本学則は昭和47年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 本学則は昭和49年4月1日から一部改正し施行する。ただし第21条、および第32条の規定は昭和48年12月20日から適用する。
- 8 本学則は昭和50年4月1日から一部改正し施行する。ただし第21条、第22条および第32条の規定は昭和50年1月8日から適用する。
- 9 本学則は昭和51年4月1日から一部改正し施行する。ただし第21条、第22条および第32条の規定は昭和51年1月8日から適用する。
- 10 本学則は昭和52年4月1日から一部改正し施行する。ただし第21条、第22条および第32条の規定は昭和52年1月8日から適用する。
- 11 本学則は昭和53年4月1日から一部改正し施行する。ただし第21条、第22条および第32条の規定は昭和52年12月1日から適用する。
- 12 本学則は昭和54年12月10日から一部改正し施行する。旧学則は同日付をもって廃止する。
- 13 本学則は昭和55年4月1日から一部改正し施行する。ただし経過措置として次のとおり定める。
 - (1) 昭和54年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
 - (2) 昭和54年度以前の入学生については、第37条および第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」および「休学中の授業料等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 14 本学則は昭和56年4月1日から一部改正し施行する。ただし経過措置として次の通り定める。
 - (1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
 - (2) 昭和54年度以前の入学生については、第37条および第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」および「休学中の授業料等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 15 本学則は昭和57年4月1日から一部改正し施行する。ただし経過措置として次のとおりと定める。
 - (1) 昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。
 - (2) 昭和54年度以前の入学生については、第37条および第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」および「休学中の授業料等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 16 本学則は昭和58年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は昭和58年度入学生に対して昭和57年12月10日から適用する。

なお、昭和55年度以前の入学生については、第13条および別表第1の規定にかかわらず、「卒業要件としての修得単位数」および「授業科目の編成、単位数等」の取り扱いは、なお従前の例による。

 - (1) 昭和54年度以前の入学生については、第37条および第38条の規定にかかわらず「授業料等の納入期日」および「休学中の授業料等」の取り扱いは、なお従前の例による。
- 17 本学則は昭和59年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第

36条の規定は昭和59年度入学生に対して昭和58年12月10日から適用する。

18 本学則は昭和59年4月1日から一部改正に施行する。ただし、昭和58年度以前の入学生には第13条2項に定める「進級の基準」を適用せず、なお従前の例による。

19 本学則は昭和60年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は昭和60年度入学生に対して昭和59年12月10日から適用する。

20 本学則は昭和61年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は昭和61年度入学生に対して昭和60年11月13日から適用する。

21 本学則は昭和61年4月1日から一部改正し施行する。

ただし第6条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は、次の通りとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保健科	100	200	100	200	100	200
保育科	100	200	100	200	100	200
生活科学科	200	300	200	400	100	300
英語科	200	300	200	400	100	300
計	600	1,000	600	1,200	400	1,000

22 本学則は昭和62年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は昭和62年度入学生に対して昭和61年12月5日から適用する。

23 本学則は昭和63年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は昭和63年度入学生に対して昭和62年11月28日から適用する。

24 本学則は平成元年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は平成元年度入学生に対して昭和63年11月29日から適用する。

25 本学則は平成2年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は平成2年度入学生に対して平成元年11月30日から適用する。

26 本学則は平成3年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は平成3年度入学生に対して平成2年11月30日から適用する。

27 本学則は平成4年4月1日から一部改正し施行する。ただし第22条、第24条および第36条の規定は平成4年度入学生に対して平成3年12月3日から適用する。

28 本学則は平成5年4月1日から一部改正し施行する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

29 本学則は平成6年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）および第41条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

30 本学則は平成7年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）および第41条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

31 本学則は平成8年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第18条（単位の計算方法）および第41条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

32 本学則は平成9年4月1日から一部改正し施行する。なお第15条（卒業の要件）、第

18条（単位の計算方法）および第41条（除籍）の規定は平成5年度入学生に対しては平成5年4月1日に遡って適用する。ただし平成4年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「授業科目の編成、単位数等」、「卒業および進級の要件」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

33 本学則は平成10年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

34 本学則は平成11年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第17条、第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「その他の資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の規定による。

35 本学則は平成12年4月1日から一部改正し施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員および収容定員は次の通りとする。

年度 学科別	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
保健科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
保育科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
生活科学科	190人	390人	180人	370人	170人	350人	160人	330人	150人	310人	100人	250人
英語科	190人	390人	180人	370人	170人	350人	160人	330人	150人	310人	100人	250人
計	580人	1,180人	560人	1,140人	540人	1,100人	520人	1,060人	500人	1,020人	400人	900人

36 本学則は平成13年4月1日から一部改正し施行する。ただし、第6条に規定する入学定員および収容定員は、平成16年度までの間、次の通りとする。

年度 学科別	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
保育科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
生活科学科 （生活科学専攻）	140人	330人	130人	270人	120人	250人	110人	230人	110人	220人
生活科学科 （生活福祉専攻）	40人	40人	40人	80人	40人	80人	40人	80人	40人	80人
英語科	180人	370人	170人	350人	160人	330人	150人	310人	100人	250人
計	560人	1,140人	540人	1,100人	520人	1,060人	500人	1,020人	450人	950人

37 本学則は平成14年1月1日から一部改正し施行する。

38 本学則は平成14年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

39 本学則は平成15年4月1日から一部改正し施行する。

40 本学則は平成16年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第15条および第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、従前の例による。なお、第6条に規定する入学定員および収容定員は平成17年度までの間、次の通りとする。

学科別	年度	平成16年度		平成17年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科		100人	200人	100人	200人
保育科		100人	200人	100人	200人
生活科学科（生活科学専攻）		110人	230人	110人	220人
生活科学科（生活福祉専攻）		40人	80人	40人	80人
英語科		100人	260人	100人	200人
計		450人	970人	450人	900人

41 本学則は平成17年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成16年度入学生については第14条（授業科目の編成等）の規定にかかわらず保育科専門教育科目の取り扱いは、なお従前の例による。また平成15年度以前の入学生については、第13条乃至第18条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」および「単位の計算方法」の取り扱いは、なお従前の例による。

42 本学則は、平成18年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次のとおり定める。また、第24条第2項については、平成18年1月1日より一部変更し施行する。

(1) 平成17年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず、「授業科目の編成等」のうち基本教育科目および専門教育科目の取り扱いは、なお従前の例による。

(2) 平成17年度以前の入学生については、第13条および第15条乃至第17条の規定にかかわらず「授業科目」、「卒業の要件」、「教員免許状」および「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。

43 本学則は平成18年7月1日から一部改正し施行する。

44 本学則は平成19年4月1日より一部改正し施行する。ただし平成18年度以前の入学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。

45 本学則は、平成19年8月1日から一部改正し施行する。

46 本学則は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りとする。

(1) 平成19年度以前の入学生については、第5条、第6条の規定にかかわらず、「学科」、「学生定員」は従前の例による。

(2) 平成19年度以前の入学生については、第13条乃至第18条および第20条の規定にかかわらず「授業科目」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「教員免許状」、「その他の資格」、「単位の計算方法」および「試験等の評価」の取り扱いは、なお従前の例による。

(3) 第6条の規定にかかわらず、入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学科	年度	平成20年度		平成21年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保健科		0人	100人	0人	0人
保育科		100人	200人	100人	200人
生活科学科					
生活科学専攻		100人	210人	100人	200人
生活福祉専攻		40人	80人	40人	80人
英語科		0人	100人	0人	0人
計		240人	690人	240人	480人

47 本学則は、平成20年7月1日から一部改正し施行する。

48 本学則は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成20年度以前の入学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」および

「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。

49 本学則は、平成21年8月1日から一部改正し施行する。

50 本学則附則46にて経過措置をとっていた保健科及び英語科を平成21年9月30日をもって廃止とする。

51 本学則は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

(1) 平成21年度以前の入学生については、第5条および第6条の規定にかかわらず「学科」、「学生定員」は従前の例による。

(2) 平成21年度以前の入学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」は、なお従前の例による。

(3) 第6条の規定にかかわらず入学定員および収容定員は下表の通りとする。

年度 学科	平成22年度		平成23年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	100人	200人	100人	200人
生活科学科				
生活科学専攻	0人	100人	0人	0人
生活福祉専攻	0人	40人	0人	0人
生活ナビゲーション学科				
ライフデザイン専攻	100人	100人	100人	200人
生活福祉専攻	40人	40人	40人	80人
計	240人	480人	240人	480人

52 本学則は、平成22年5月1日から一部改正し施行する。

53 本学則は、平成23年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成22年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

54 本学則は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りと定める。

(1) 平成23年度以前の入学生については、第5条および第6条の規定にかかわらず「学科、専攻」、「学生定員」は従前の例による。

(2) 平成23年度以前の入学生については、第14条、第15条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、「その他の資格」は、なお従前の例による。

(3) 第6条の規定にかかわらず入学定員および収容定員は下表の通りとする。

年度 学科	平成24年度		平成25年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	100人	200人	100人	200人
生活科学科				
生活福祉専攻	0人	0人	0人	0人
生活ナビゲーション学科				
ライフデザイン専攻	100人	200人	100人	200人
生活福祉専攻	0人	40人	0人	0人
ライフケア専攻	40人	40人	40人	80人
計	240人	480人	240人	480人

55 本学則は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成23年度以前の入学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」および「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。

56 本学則は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成24年度以前の入

学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」および「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。

57 本学則は、平成25年7月1日から一部改正し施行する。

58 本学則は、平成26年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成25年度以前の入学生については、第14条、第15条および第17条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」、「卒業の要件」および「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。

59 本学則は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

60 本学則は、平成27年9月1日から一部改正し施行する。

61 本学則は、平成28年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成27年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

62 本学則は、平成29年3月1日から一部改正し施行する。

63 本学則は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成28年度以前入学生については、第6条の規定にかかわらず入学定員および収容定員は下表の通りとする。

年度 学科	平成29年度		平成30年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	120人	220人	120人	240人
生活ナビゲーション学科				
ライフデザイン専攻	100人	200人	100人	200人
ライフケア専攻	20人	60人	20人	40人
計	240人	480人	240人	480人

64 本学則は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

65 本学則は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。ただし、平成30年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

66 本学則は、令和元年12月25日から一部改正し施行する。

67 本学則は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通り運用する。

(1) 令和2年3月31日以前に留学及びインターンシップ等を所管部署へ手続きを行う、もしくは参加した学生については学則別表第1 授業科目の編成・単位数にかかわらず留学及びインターンシップ等の単位の取り扱いは、なお従前の例による。

68 本学則は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和2年度以前の入学生については、第14条および第15条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」および「卒業の要件」の取り扱いは、なお従前の例による。

69 本学則は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。ただし、経過措置として次の通りとする。

(1) 令和3年度以前の入学生については、第5条、第14条、第15条および第17条の規定にかかわらず「学科、専攻」、「授業科目の編成等」、「卒業の要件」、および「その他の資格」の取り扱いは、なお従前の例による。

(2) 第6条の規定にかかわらず、令和5年度までの間、入学定員および収容定員は下表の通りとする。

学科 \ 年度	令和4年度		令和5年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育科	120人	240人	120人	240人
ライフデザイン学科	100人	100人	100人	200人
生活ナビゲーション学科				
ライフデザイン専攻	0人	100人	0人	0人
ライフケア専攻	0人	20人	0人	0人
計	220人	460人	220人	440人

70 本学則は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。ただし、令和4年度以前の入学生については、第14条の規定にかかわらず「授業科目の編成等」の取り扱いは、なお従前の例による。

71 本学則附則 69 にて経過措置を講じていた生活ナビゲーション学科ライフケア専攻を令和5年3月31日をもって廃止する。

72 本学則は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。

別表第1 授業科目の編成・単位数

基礎教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
基礎教育科目	和の精神Ⅰ	1	
	和の精神Ⅱ	1	
	仏教概説	2	
	現代社会と人権	2	
卒業に必要な最低修得単位数		6	

共通教育科目

(保育科)

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
共通教育科目	学びの基礎	基礎文書作成	2
		アドバンスコミュニケーション	2
		共通教育特殊講義(注1)	2
	こころと思想	仏教実践演習	2
		聖徳太子概説	2
		心理学Ⅰ	2
		心理学Ⅱ	2
		哲学入門	2
		現代思想入門	2
		構造主義入門	2
	社会と文化	現代社会と仏教	2
		日本国憲法	2
		法学入門	2
		政治学	2
		仏教芸術入門	2
		現代日本の文化と社会	2
	情報と自然科学	情報処理演習Ⅰ	2
		情報処理演習Ⅱ	2
		プログラミング	2
		情報システム	2
		生命の科学	2
		環境の科学	2
		先端技術	2
	健康と福祉	スポーツⅠ	1
		スポーツⅡ	1
		体育講義	2
		社会福祉概論	2
		社会福祉行政	2
		児童福祉論	2
		老人福祉論	2
		障害者福祉	2
		レクリエーション論	2
		手話コミュニケーション	2

英語	英語Ⅰ 英語Ⅱ	1	1
キャリア教育	キャリア研究（注1） 社会福祉特別講義Ⅰ		2 2
知識・技能	知識・技能研究Ⅰ 知識・技能研究Ⅱ		2 2
学外研修	国内実地研修Ⅰ 国内実地研修Ⅱ 海外実地研修 海外語学研修Ⅰ 海外語学研修Ⅱ 海外語学研修Ⅲ		1（注2） 1（注2） 2（注2） 2（注2） 2（注2） 2（注2）
卒業に必要な最低修得単位数			
保育科		3	7

（注1）各授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

（注2）運用については、別に定める。

基礎教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
基礎教育科目	和の精神Ⅰ	1	
	和の精神Ⅱ	1	
	仏教概説	2	
	現代社会と人権	2	
卒業に必要な最低修得単位数		6	

共通教育科目

（ライフデザイン学科）

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
共通教育科目	学びの基礎	基礎文書作成	2
		アドバンスコミュニケーション	2
		共通教育特殊講義（注1）	2
	こころと思想	仏教実践演習	2
		聖徳太子概説	2
		心理学Ⅰ	2
		心理学Ⅱ	2
		哲学入門	2
		現代思想入門	2
		構造主義入門	2
	社会と文化	現代社会と仏教	2
		日本国憲法	2
		法学入門	2
		政治学	2
		仏教芸術入門	2
		現代日本の文化と社会	2
	情報と自然科学	情報処理演習Ⅰ	2

		情報処理演習Ⅱ	2
		プログラミング	2
		情報システム	2
		生命の科学	2
		環境の科学	2
		先端技術	2
健康と福祉		スポーツⅠ	1
		スポーツⅡ	1
		体育講義	2
		社会福祉概論	2
		社会福祉行政	2
		児童福祉論	2
		老人福祉論	2
		障害者福祉	2
		レクリエーション論	2
		手話コミュニケーション	2
英語		英語Ⅰ	1
		英語Ⅱ	1
キャリア教育		キャリア研究（注1）	2
		キャリアデザイン	2
知識・技能		知識・技能研究Ⅰ	2
		知識・技能研究Ⅱ	2
学外研修		国内実地研修Ⅰ	1（注2）
		国内実地研修Ⅱ	1（注2）
		海外実地研修	2（注2）
		海外語学研修Ⅰ	2（注2）
		海外語学研修Ⅱ	2（注2）
		海外語学研修Ⅲ	2（注2）
卒業に必要な最低修得単位数			
ライフデザイン学科		4	6

（注1）各授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

（注2）運用については、別に定める。

保育科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	仏教保育論	2	
	保育者論	2	
	教育原理（制度的事項等を含む）		2
	保育原理	2	
	特別支援教育		2
	幼児教育課程総論		2
	保育の心理学Ⅰ	2	
	教育の方法・技術		2
	子ども理解の理論と方法（教育相談を含む）		2
	子ども家庭福祉		2

社会福祉		2	
子育て支援		1	
社会的養護Ⅰ		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
子どもの保健	2		
子どもの食と栄養	2		
子ども家庭支援論	2		
幼児と健康		1	
幼児と人間関係		1	
幼児と環境		1	
幼児と言葉		1	
幼児と表現		1	
保育内容総論		2	
保育内容・健康		2	
保育内容・人間関係		2	
保育内容・環境		2	
保育内容・言葉		2	
保育内容・表現		2	
保育内容・表現（総合）		2	
子どもの健康と安全		1	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
社会的養護Ⅱ		1	
在宅保育		2	
児童文化	2		
音楽理論	2		
音楽Ⅰ（器楽）			1
音楽Ⅱ（器楽）			1
音楽Ⅲ（声楽・鑑賞）	2		1
音楽Ⅳ（声楽・鑑賞）			1
音楽Ⅴ（総合）		1	
小児体育Ⅰ	1		
小児体育Ⅱ		1	
図画工作Ⅰ	1		
図画工作Ⅱ		1	
保育教科演習		2	
保育実践演習Ⅰ	1		
保育実践演習Ⅱ	1		
保育実践演習Ⅲ	1		
保育実践演習Ⅳ	1		
保育探究演習（野外活動）			1
保育探究演習（多文化保育）			1
保育探究演習（特別支援保育）			1
保育探究演習（保育の自然科学）	1		1
保育探究演習（音楽アンサンブル）			1
保育探究演習（造形アート）			1

教育実習指導Ⅰ（幼稚園）	1
教育実習Ⅰ（幼稚園）	2
教育実習指導Ⅱ（幼稚園）	1
教育実習Ⅱ（幼稚園）	2
保育実習指導Ⅰ（保育所・施設）	2
保育実習Ⅰ（保育所）	2
保育実習Ⅰ（施設）	2
保育実習指導Ⅱ（保育所）	1
保育実習Ⅱ（保育所）	2
保育実習指導Ⅲ（施設）	1
保育実習Ⅲ（施設）	2
保育・教職実践演習（幼稚園）	2
卒業に必要な最低修得単位数	27 19

ライフデザイン学科 専門教育科目

種別	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門教育科目	ライフデザインゼミナールⅠ	1	
	ライフデザインゼミナールⅡ	1	
	ライフデザインゼミナールⅢ	1	
	ライフデザインゼミナールⅣ	1	
	キャリアの基礎Ⅰ	2	
	キャリアの基礎Ⅱ	2	
	ビジネス文書		2
	ビジネスマナー		2
	ビジネス実務概論		2
	コミュニケーション論		2
	経営学概論		2
	マーケティング論		2
	ビジネス実務		2
	簿記演習Ⅰ		2
	簿記演習Ⅱ		2
	キャリア形成演習		2
	情報と社会		2
	情報科学		2
	基礎栄養学		2
	アパレル材料論		2
	アパレル設計論		2
	アパレル衛生論		2
	ファッションビジネス論		2
	スポーツと栄養Ⅰ		2
	スポーツと栄養Ⅱ		2
	食品と調理		2
	食品の安全と衛生		2
	食生活概論		2
	リビングスタイル概論		2

インテリアデザイン論	2
商空間デザイン演習	2
インテリア・家具計画	2
ファッションデザイン実習Ⅰ	2
ファッションデザイン実習Ⅱ	2
フードデザイン実習Ⅰ	2
フードデザイン実習Ⅱ	2
フードデザイン実習Ⅲ	2
フードデザイン実習Ⅳ	2
インテリアデザイン実習Ⅰ	2
インテリアデザイン実習Ⅱ	2
ウェルネスクッキング実習	2
アパレルCAD演習	2
カラーコーディネート実習A	2
カラーコーディネート実習B	2
TALK食空間コーディネート実習	2
インテリアCAD演習	2
コンピュータデザイン演習	2
ブライダル総論	2
ブライダルコーディネート	2
ブライダルデザイン	2
スキンケア概論	2
メイクアップ実習	2
ネイルケア概論	2
ネイルケア実習	2
ライフデザイン研究（注1）	2
卒業に必要な最低修得単位数	8
	38

（注1） 授業科目に関連した内容の科目を題目科目として設置し、それぞれ2単位付与する。

別表第2

1 入学検定料、入学金、授業料等

- (1) 入学検定料は30,000円。ただし、総合型選抜、同窓入学試験、帰国生徒入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験の入学検定料は35,000円とする。大学入学共通テスト利用の入学検定料は15,000円、複数の学科・専攻を同時出願した場合の入学検定料は15,000円に2出願目から5,000円を加算する。一般選抜と大学入学共通テスト利用を併願し同時出願した場合の入学検定料は30,000円とする。同じ種類の入学試験で午前と午後に実施する科目を併願し同時出願した場合の入学検定料は30,000円とする。2日間実施する同じ種類の入学試験で両日共に出願した場合、入学検定料は30,000円とする。なお、インターネット出願の場合、1出願に対して入学検定料を3,000円割引する。ただし、大学入学共通テスト利用は割引対象外とする。
- (2) 入学金 300,000円
- (3) 授業料等（年額）

（単位：円）

種別 \ 期別	夏学期	冬学期
授業料	418,500	418,500
運営維持費	80,000	80,000
施設拡充費	80,000	80,000
計	578,500	578,500

休学中の授業料等

（単位：円）

種別 \ 期別	夏学期	冬学期
在籍料	60,000	60,000

2 科目等履修登録料、科目等履修料

- (1) 登録料 5,000円（本学の卒業生は免除）
- (2) 履修料（1科目） 20,000円